

インターネットで 申告ができます！



STEP

1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

- ◎ 税務署に行く手間がかかりません！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
(裏面をご参照ください)

www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



タブレット端末等
ご使用の方はこちら
をご利用ください。

利用率

2人に1人が利用

利用者の感想

94%の方が役立つ

と回答

STEP

2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

作成コーナーからe-Taxで送信

※タブレット端末等からはご利用になれません。

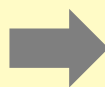
e-Taxで送信するためには、事前に
次のものを準備する必要があります。

- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリーダライタ



印刷して提出

郵送等で税務署に提出します。



～プリンタをお持ちでない方やタブレット端末等をご使用の方も安心～
コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

お問合せ先のご案内

内容によって、お問合せ先が異なります。電話番号をよくお確かめの上、お間違いのないようにおかけください。

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎ **0570-01-5901** (全国一律市内料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**03-5638-5171**をご利用ください(通常の通話料金となります。)



マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダライタの設定などに関するご質問

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (通話料金無料)

受付時間：月曜日～金曜日 9:30～20:00 / 土日祝日 9:30～17:30 (12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、変更される場合がありますので、内閣府のホームページでご確認ください。
上記の電話番号がご利用できない場合などは、**050-3818-1250**をご利用ください(通常の通話料金となります。)

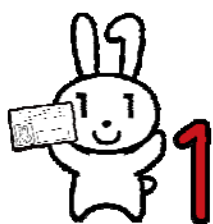
税務相談などに関するお問合わせ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

マイナンバーに関するお知らせ

申告手続きなどには

マイナンバーの記載 と **本人確認書類の提示 又は 写しの添付** が必要です。



例1 マイナンバーカード 例2 通知カード + 運転免許証など



※ e-Taxを利用すれば、提示又は写しの添付は不要となります。

作成した申告書等は、**早期に提出を!**

- ※ 申告書等は、**郵送等**で提出することができます。
- ※ 還付申告をされる場合は、**2月15日(木)以前でも提出できます。**

大阪国税局管内の税務署で申告書等の作成・相談を希望される方へ

【申告書作成会場の開設期間】

👉 **平成30年2月16日(金) から 平成30年3月15日(木) まで** (閉庁日を除く)

【相談受付時間】

👉 **16時まで**

- ※ 会場開設当初と申告期限間際は、特に混雑することが予想されます。
- ※ 混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。